

団体保険の「団体」性の希薄化と監督法上の諸問題

1. 問題の所在

団体保険、とりわけ団体定期保険については、従業員すべてを被保険者として企業が保険料の全額を負担する、いわゆる旧 A グループ保険において、従業員の遺族と企業との間で保険金の帰属をめぐる紛争が行ったことは記憶に新しいが、わが国において団体生命保険が販売されるようになって 1 世紀が経ち、保険商品の多様化の流れとも相俟って、団体保険も従来の伝統的なタイプのものとは異なるもの、例えば、クレジットカード会社が保険契約者となり、カード会員を被保険者として加入勧奨する団体保険や、銀行が普通預金口座の顧客を団体として、加入勧奨する団体保険が登場にするに至っている。

このような従来型の団体保険とは異なる、いわば「団体」性の希薄な団体保険は、顧客にとっては団体保険であるが故の低廉な保険料というメリットがある反面、検討されるべき問題もあるように思われる。昨年の保険業法改正においても、以下に述べるように、団体保険における加入勧奨^{*1} 行為は実質的には個人保険における募集行為に類似するものであることから、新たな保険募集ルールを構築するにあたって、この加入勧奨行為も規制の対象とするとともに、団体とその構成員の関係の密接性にも配慮した規制が置かれたところであるが、このほか、銀行が保険会社と共同で団体保険を組成するようなケースでは、保険募集ルールのみならず、銀行窓販解禁の流れの中で設けられた弊害防止措置との関係も問題となりうる。また、相互会社が株式会社に組織再編を行う場合には、社員に割当てられる株式は保険契約者である団体に帰属するという考え方が一般的であるが、団体性が希薄である場合にも妥当するか（預金者を団体として団体保険を組成する場合、銀行はすべて株式を取得するという点でよいのか）も、検討の必要があるように思われる。

以下では、団体保険の団体性要件はどのようなものであるべきかという観点から、団体性の希薄化に伴って生じると思われる若干の問題について検討を加える。

〔預金者団体保険における重要事項説明書から〕

- ・クーリングオフの対象ではない。
- ・保険料の支払い方法は口座振替のみで、残高不足により保険料の引き落としが 2 ヶ月においてもなされないときは最初に引き落としがなされなかった日が保険契約からの「脱退」となり、以降の保障がなくなる。
- ・このほか、指定口座の変更がなく指定口座が解約された場合、支払限度日数に達した場合なども「脱退」となり加入者の意思にかかわらず自動的に脱退手続が行われる。

*1 業法 294 条が規定する「保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」を加入勧奨と呼称する。

2. 団体保険の団体性要件

(1) 団体保険に対する行政の監督指導の経緯

- ①「団体生命保険種類の運営の基準通知について」（昭和26年8月7日付蔵銀第3766号）
- ・わが国では、昭和9年から日本団体生命保険会社の独占的許可事業として導入されたものの、戦後の団体定期保険事業の自由化、複数の保険会社の参入による契約内容の多様化に伴い、当初目的とされた従業員の福利厚生に反する運用が懸念されたこと等の問題に対処することを目的として同通達が設けられた。
 - ・団体の範囲を「任命、雇用関係にある団体の構成員（但し、会社の役員及び個人経営企業の場合等の雇用主を含む）の全部又は勤続年数、職階その他の客観的基準によって分類される団体の一群或は数群の全員」と指定。団体定期保険の趣旨についてはとくに明示せず。
- ②「団体定期保険の運営基準の改正について」（昭和41年2月10日付蔵銀第115号）
- ・団体定期保険を「団体の所属員で一定の資格を有する者を被保険者とし、団体の代表者または被保険団体の代表者を保険契約者とする保険期間1年の無診査死亡保険」と定義した。また、団体を第1種から第4種に区分して、団体ごとの保険料率や保険金額の上限を設定した。なお、第3種および第4種の団体を被保険団体とする場合には、以下の要件を充たすことが求められる。
 - ①保険加入のみを目的として設立された団体ではないこと
 - ②その所属員が常時明確に把握されており、代表者の定めがある団体であること
 - ③団体を代表して保険契約者となる者は、保険契約上の一切の権利義務を遂行するものであること
 - ④一定の事務所および常勤の事務職員を有し、保険料の一括払込みが可能な団体であること
 - ・団体診査（団体選択）が可能な団体であることという要件は、含まれていないものの、当時の大蔵省担当者は以下のような見解があったとされる。すなわち、団体診査を可能ならしめる団体とは、個々の被保険者の医的診査を省略しても種々の資料による総合判断から当該団体の死亡率なり危険度に一定の蓋然性が認められ、平均的な死亡経験を予期することができる団体のことであり、団体の所属員が保険以外のある強固な利害関係によって当該団体と結びついており、しかもその結びつきが相当長期にわたって継続性があるものをいうのであって、団体への加入脱退が自由で所属人員の変動が激しく、保険加入以外に何らの目的も持たないような恣意的に結成しうる団体は除外すべきである。
 - ・④の要件について、団体定期保険契約の保険契約者は、契約者が自ら保険料を負担する場合を除き、個々の被保険者の保険料徴収責任を負っていることを前提としている。
- ③「団体定期保険の運営基準の改正について」（昭和51年2月20日付蔵銀第393号）
- ・団体定期保険の定義を「団体選択が可能な団体の所属員等のうち、一定の資格を有する者を被保険者とし、団体又は被保険団体の代表者を保険契約者とする保険期間1年の死亡保険」とし、団体選択が可能な団体であることという要件が明記された。

④現行の監督指針（保険会社向けの総合的な監督指針（金融庁平成 26 年 11 月）

IV－1－14 団体保険又は団体契約の取扱い

団体保険又は団体契約については、以下の点に留意して審査することとする。

- (1) 団体及び被保険団体の範囲が、明確に定められているか。
- (2) 被保険団体の区分（全員加入団体、任意加入団体）及び団体の区分（第Ⅰ種から第Ⅳ種等）に応じて、例えば一契約の最低被保険者数及び最高保険金額倍数が明確に定められているか。
- (3) 職域を基礎とする団体保険又は団体契約において、退職者及び退職者の配偶者等を引き続き被保険団体に含める場合（省略）

(2) 学説における団体保険契約の定義

学説においても、団体保険契約の定義は、「企業その他の団体的危険選択が可能な団体に所属する多数の者を被保険者とし、当該団体自体が保険契約者となって締結される保険契約」というものであり、団体生命保険では被保険者個々人の健康状態等の危険よりも被保険者の団体全体の危険に着目して危険選択をしているのであり、危険選択の手法が個人保険とは異なる点に着目される。すなわち、個別的な選択を行わない、団体選択の理論にしたがって、多数人の結合体を一括して付保する保険であり、したがって、個々の被保険者について個々に保険契約が成立し、その取扱いについてのみ一括して取り扱う生命保険契約は、本来の団体生命保険ではないとされる。

また、団体の範囲を当事者の任意に定めることができるとすれば、団体に加入した者と個人保険に加入した者との保険料の差が生じて、ダンピングによる混乱が懸念され、相互会社の場合には、実質上非社員保険が多数を占めることにもなりかねないという弊害が予想されるために、監督官庁が一定の基準を設けるべきことが指摘されてきた。

生命保険契約法改正試案（生命保険法制研究会（第二次）（2005 年確定版））には、団体保険に関する規律が設けられていた。すなわち、第 682 条の 2 第 1 項は、「団体生命保険契約は、当事者の一方が法人、法人格のない社団その他これに準ずる者（以下、法人等という。）を相手方とし、その法人等に所属し若しくは雇用される者又はこれに準ずる者の団体に所属する者（団体に所属していた者で退職等の事由により団体に所属しないこととなった者も被保険者となりうる旨を契約で定めている場合にはこの者を含む。）の生死に関して保険金の支払いをなすことを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる」と規定していた。その理由書によれば、団体生命保険契約は、いわゆる団体的危険選択ができるような被保険者の団体がある場合に、その団体所属者の全部または一部について一個の保険契約を、団体自身またはその他の関係者が保険契約者となり締結する保険契約であり、被保険者の数や一括性ではなく、あくまで保険契約の危険選択方法等を勘案して判断されるものであり、単に保険加入の目的だけで人を集めたような場合は含まれず、団体的危険選択が可能になるような社会通念上の団体であることを要することが想定されていたのである。

(4) 平成 26 年改正保険業法における団体保険の定義

平成 26 年の保険業法改正において、情報提供義務の規定が新設され、団体保険の定義もそこに置かれている。すなわち、「団体又はその代表者を保険契約者とし、当該団体に所属する者を被保険者とする保険」を団体保険として定義している（294 条）。この定義は、生命保険会社が提供する団体定期保険や団体医療保障保険のみならず、団体年金保険やいわゆる事業保険としての個人保険の生命保険商品、さらには損害保険会社が提供する傷害保険等も含めた、広範な概念を提供するものであるということが出来る。ただし、これらは、定義を狭くすることによって現在存在する団体保険が適用除外になってしまうことを回避する目的によるものであり、団体保険の範囲を制限することを目的とするものではない。

3. 団体性の希薄化に伴う問題

(1) 懸念される種々の課題

- ・ 団体性が希薄である場合に、団体的危険選択は可能なのか。
- ・ 保険料割引競争等による混乱、健全性の悪化といった問題は生じないか。
- ・ 従来型の団体保険では、団体が構成員（主に、従業員）の生死や疾病状況等の健康状態を把握しているため、保険金や給付金手続を徹底しやすいが、団体と構成員の関係が希薄な場合、被保険者に適切な請求案内ができないおそれがないか。
- ・ 保険契約者としての権利（契約解除権や保険金受取人変更権、クーリングオフなど）を喪失するといった問題は生じないか（その説明が十分なされてるか）。また、消費者契約法の適用はあるか（通常の団体保険であれば、団体と構成員の利害が密接であることを理由に適用がないと考えることもできるが）。

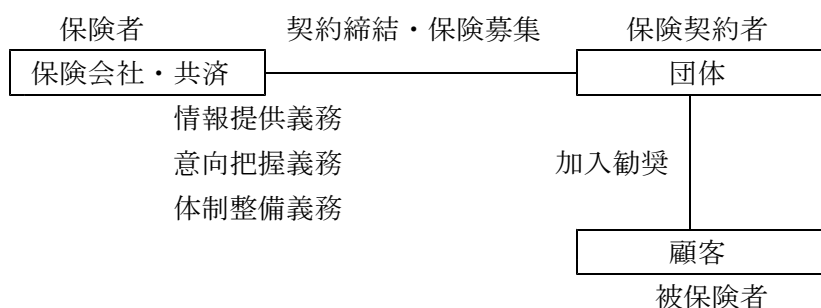
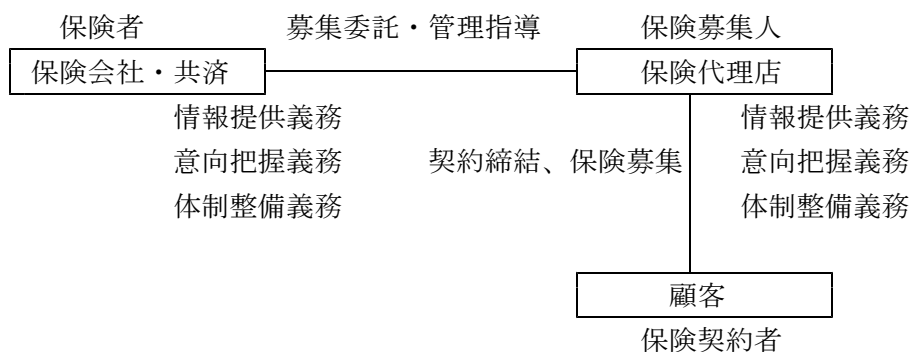
(2) 保険募集規制・弊害防止措置等に関する懸念

- ・ 銀行窓販に対する弊害防止措置（業法施行規則 212 条以下）すなわち融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、顧客情報の利用制限等の潜脱につながらないか。
- ・ 保険募集人には手数料開示義務は定めがなく（保険仲立人にはある。業法 297 条）、団体保険では事務手数料という形で団体に支払われるものと思われるが、契約者事務の対価と見合っていないものである場合には、「保険料の割戻し」として業法 300 条 1 項 5 号が禁止する「特別の利益の提供」に該当しないか。また、そうでなくとも、手数料が不明である以上、付加保険料に含まれる形で保険料設定がなされた場合には、実質個人保険と変わらないレベルの保険料にもなり、団体保険だから保険料が低廉というイメージにおいて、保険募集における誤導を招くおそれがないか。
- ・ 情報提供義務、意向把握義務といった保険業法上の行為規制の潜脱につながらないか。

① 保険業法改正に伴う保険募集ルールの変更

現行の監督指針においては、団体保険については募集上の留意点については団体である保険契約者に対するものには適用しないとし、その他は意向確認書面に関する措置が団体による加入勧奨を行う場合についても要求されているにとどまる。改正保険業法は、加入勧奨を含めた形で新たな保険募集ルールを構築したものである。

〔個人保険と団体保険の三者間の関係〕



〔従来のルールの特組み〕

- 禁止行為としての重要事項の不告知に由来する告知義務（300条1項1号）
- + 監督指針における募集ルールの追加
 - 「契約概要」「注意喚起情報」の導入（2006年4月）
 - 「意向確認書面」の導入（2007年4月）
 - 比較情報の提供に関する留意点の明確化（2007年7月）
- 保険会社の体制整備義務（100条の2）

〔改正保険業法の特組み〕

- 禁止行為としての重要事項の不告知に由来する告知義務（300条1項1号）
- （適用の場面として、加入勧奨も追加）
- （後述するように、団体の自治による情報提供が補完されることが期待されるような場合には加入者の保護に欠けるおそれがないものとして適用除外。294条）
- （契約条項のうち「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」重要事項を告げない行為を禁止するものに修正）
- 保険会社の体制整備義務（100条の2）に加え、以下の義務を新設
- ▼ 情報提供義務（294条）
 - 義務の主体：保険会社と役員、保険募集人、保険仲立人（役員・使用人含む）
 - 適用の場面：保険契約の締結、保険募集、団体保険における加入勧奨
 - 義務の内容：「保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報」（具体的内容、適用除外については内閣府令による）

▼意向把握義務（294条の2）

義務の主体と適用の場面は、情報提供義務と同様。

義務の内容：①顧客の意向の把握

②顧客の意向に沿った保険契約の締結等の提案

③顧客の意向との合致についての確認機会の提供

▼保険募集人の体制整備義務（294条の3）

義務の主体：保険募集人（1項）、仲立人（2項）

適用の場面：保険募集の義務

義務の内容：①募集業務にかかる重要事項説明

②顧客情報の適切な取扱い

③第三者に業務委託する場合の業務の的確な遂行

④乗合代理店については比較情報提供

⑤保険募集人指導事業における実施方針の適正な策定、指導

保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ（以下、WG）「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」（平成25年6月7日）では、情報提供義務や意向把握義務等の行為規制の適用除外が認められる場合として、「団体における自治」による被保険者への情報提供等の補完を認めるものを想定していた。これは、「団体が形式的な保険契約者であるが、被保険者が実質的に保険料を負担している保険における被保険者に対する情報提供義務等のうち、保険契約者と被保険者の間に一定程度の密接な関係があることにより、団体内において保険契約者から被保険者に対する必要な情報提供が行われることが期待されるもの」を適用除外とするものであり、この場合には、保険契約者から被保険者に情報提供が行われることが期待できるため、保険会社や保険募集人に対して、改めて被保険者に対する情報提供等を義務づける必要はないと考えられるためであると説明される。

保険契約者と被保険者との間に要求される密接な関係としては、①仮に、保険契約者たる団体が、当該団体を保険者として共済事業を行うこととした場合には、保険業法の適用除外に該当するような団体（人数要件による場合を除く）、②これ以外の団体類別基準に該当する団体や、構成員と団体との間の密接性、両者の当該団体保険に係る利害関係及び構成員となるための要件並びに団体の活動と保険による補償内容の関係性等に照らして構成員と団体との間にそれと同視できる程度の関係がある団体が例示されている。

上記のような場合には、保険会社・保険募集人から被保険者への直接の情報提供は求めないこととする一方、保険契約者から被保険者に対して保険募集人が顧客に対して行うのと同程度の情報の提供・説明及びニーズの確認が行われることを確保するための措置を講じることを、保険会社・保険募集人に対して求めることになる。

(3) 株式会社化における株式等交付

- ・相互会社が株式会社に組織変更をする場合に、一定の社員（保険契約者）に株式または現金が交付されることになるが、実質的に保険料を負担していた被保険者ではなく保険契約者である団体が受領し、被保険者に交付する義務はないとする下級審裁判例があるが、これは妥当か。

大阪高判平成 18 年 5 月 19 日判時 1945 号 133 頁（原審：大阪地判平成 17 年 9 月 13 日）は、税理士会が団体定期保険および団体医療保険に加入し、会員である税理士とその従業員を被保険者とする契約を締結していた（保険料はすべて会員が負担）ところ、保険会社が相互会社から株式会社へと組織変更を行い、組織変更計画書にしたがって株式の割当が行われたことから、税理士会が当該株式の売却した代金および端数部分につき受領した金銭について、会員がその支払いを求めたという事案である。裁判所は、当該保険会社の定款では、保険契約者が社員であること、保険業法に相互会社の社員が組織変更後の株式会社の株式の割当てを受けることができる旨の定め（89 条 1 項）があること等を理由として、形式的にも実質的にも保険契約者は団体である税理士会であり、売却代金等の取扱いにあたっては団体の内部的意思の決定によるべきであること、契約者配当金については 80 %を会員に加入者に返還し、その余については古希祝金制度等の運営資金・経費に充てることとし、さらに剰余金が生じたときは加入者の福祉向上ならびに制度の充実、発展のための資金として積み立てるものとして他の目的に使用することはできないとする団体の内部規定があったものの、株式は相互会社の社員権が転化したものであり配当金とは性格が異なるから団体の利益のためにのみ行使すべきとは直ちにいえぬこと、等を理由として、会員である税理士の主張を認めなかった。

保険業法は、株式会社化における株式割当の方法としていわゆる寄与分基準を採用しており、寄与分のない社員には株式は割り当てられない。したがって、少なくとも実質的には、株式割当は財産的持分の補償であり、共益権に対する補償ではないことに加え、寄与分が社員の支払った保険料を算出基礎としていることから、同じく保険料の返還の性質のある契約者配当金と同様の取扱いをする余地があるのではないか。

保険業法 90 条 1 項

- 1 項「組織変更をする相互会社の社員は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社の株式又は金銭の割当てを受けるものとする。
- 2 項「前項の株式又は金銭の割当ては、社員の寄与分（社員の支払った保険料及び当該保険料として収受した金銭を運用することによって得られた収益のうち、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の支出に充てられていないものから当該社員に対する保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額を控除した残額に相当するものとして内閣府令で定めるところにより計算した金額をいう。）に応じて、しなければならない。

この問題に関する先例は、ほかには公判裁判例集には見当たらず、上記裁判例が支配的であるとは必ずしもいえないものの、仮にこの考え方を貫いた場合、従来型の団体保険の場合であれば、団体とその構成員との結びつきが強く、団体構成員の福利厚生という観点

から、団体自身が社員（株主）としての実質的利益を有しているということができるとしても、少なくとも団体の結合が希薄となった団体保険においては、上記のような考え方がそのまま妥当することには問題があるように思われる。

4. むすびに代えて

以上、団体保険における団体性の希薄化とそれに伴う若干の問題については、今後より詳細な検討が必要である。団体保険の団体性要件は厳格なものとして要求されていないのが現状ではあるが、団体保険がどのようなものであるべきかを再度検討し、その要件を明確化することが必要である。仮に団体保険を緩やかに認めるとしても、団体性の希薄化により団体保険が実質的に個人保険に近づくことを考慮すれば、個人保険について設けられている様々な規制の潜脱懸念もある。今回の保険業法改正の一つのテーマである「保険の信頼性確保」ということから、業法の適切な解釈あるいは監督指針等で適切な対応を図ることが必要である。

以上